

改正労働者派遣法及び 労働契約申込みみなし制度の説明会のご案内

～本説明会は、派遣元事業所様及び派遣先事業所様が、平成27年9月30日施行の改正労働者派遣法と、平成27年10月1日施行の労働契約申込みみなし制度について、正しく理解していただくことを目的として開催します～

1 お申込み方法

以下の希望する説明会にお申込みが出来ます。別紙「説明会参加申込書（FAX送信用）」により直接和歌山労働局宛てお申込みください。

2 日時・会場等

開催番号	開催日	開催時間	会場名 (所在地)	定員
1	10月14日 (水)	各日とも 14:00 ～16:00	プラザホープ 4Fホール (和歌山市北出島1丁目5-47)	両日とも 200名
2	10月20日 (火)			
3	10月22日 (木)		紀南文化会館 展示ホール (田辺市新屋敷町1番地)	100名

(注1) 受付開始は30分前からとなります。

(注2) 会場周辺の地図等は、各会場のホームページ等でご確認ください。

(注3) 各開催会場の定員になり次第締め切りとさせていただきます。

3 説明会申込期間

10月2日(金)～10月9日(金)

4 問合せ・申込先

和歌山労働局職業安定部需給調整事業室

☎ 073-488-1160

FAX 073-475-0115

※ 派遣元事業所様へのお願い

この説明会開催のご案内を送付している派遣先については、和歌山労働局で把握している事業所様のみとなっております。つきましては、可能な限り、貴社が派遣している事業所様に対しても説明会開催の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

説明会参加申込書(FAX送信用)

(送信する前に必ずお読みください。)

- * FAX番号(用紙右下に記載)をお間違えのないように送信願います。なお、FAX送信後にFAXが届いたかどうかお電話(073-488-1160)にてご確認いただきますようお願いいたします。
- * 説明会当日は、この申込書を必ずご持参のうえ、受付に提出願います。
- * 説明会申込期間にご注意願います。なお、定員になり次第締め切らせていただきます。
- * 申込者数は2名までとさせていただきます。
- * 開催会場の受入体制により希望する説明会の申込みの受付ができない場合は、労働局からご連絡をさせていただきますのでご了承願います。
- * 改正法に関する質問を事前に受け付けますので、質問事項を簡潔にまとめ質問欄に記載してください。多く寄せられた質問につきまして、時間の許す範囲内で説明いたします。

1 参加希望日

開催番号		開催日	月	日
------	--	-----	---	---

2 申込者

事業所名			
連絡先 ☎			
区分 (いずれかに○)	派遣元 (一般 ・ 特定)	・ 派遣先	・ その他
申込人数			

※ 個人情報については、今回の説明会の申込みに関する手続きのみに使用し、第三者に開示・提供・預託は行いません。

3 質問欄(ご質問があれば、この欄に記入してください。)

申込先 和歌山労働局需給調整事業室
FAX 073-475-0115